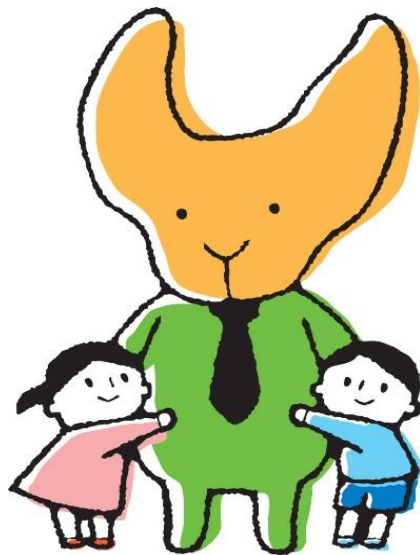


由布市
第2期子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第2期)
(令和5年3月改正 中間見直し)



令和5年3月
由布市

1 はじめに

由布市では、すべての子どもと家族が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、令和2年度から5か年を1期とする、「第2期由布市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定しました。

このたび、国の基本指針に基づき、由布市において計画期間の中間年における見直しが必要かどうかを検討し、必要な補正を行いました。

2 見直しの要否の基準等について

市町村子ども・子育て支援事業計画については、令和4年4月1日に一部施行された「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、基本指針が改正されたところです。

また、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡）では、基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」について、実績値と量の見込みを比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要であると判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととされています。

それを受けて、本市では、地域子ども・子育て支援事業の実績値と計画値（量の見込み）を比較したところ、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」が10%以上乖離している区分が複数あったため、地域子ども・子育て支援事業である13の事業中12の事業の見直しを行いました。

また、基本指針の改正により新たな項目が追加されることになったため、計画期間の中間年である今年度、直近の人口推計や実績値などをもとに、幼児期の教育・保育の量の見込みとともに、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策などを見直すこととしました。

3 中間見直しの要点（提供体制の確保の内容及び実施時期等）

1. 背景

- ①由布市の出生率は、平成25年から平成29年の1.63人から平成26年から平成30年の1.59人へ減少していましたが、最新の令和4年度の県人口推計の結果では、人口ビジョン指標とされるこの出生率が、県内で最も高い結果となりました。
また、市内の未就学児の人口は増えており、湯布院と庄内は減少する中、挾間が急増していることから、保育施設への申込者数とともに、市全体としては令和5年度から令和6年度まで未就学児は増加する見込みです。
- ②背景としては、大分県人口推計報告や由布市の人口動態の結果により、未就学児及び子育て世代の転入数が転出数を上回る「社会増減」により多くなったことが理由です。
- ③一方、新型コロナウイルスの影響については、子どもの数（未就学児数）の推移に大きな変化はありませんでしたが、病児保育やファミリーサポートなどの関連事業の実績が減少するなど、一部で影響があったことが分かりました。

2. 推計方法等

- ①令和2年度から令和3年度までの第2期計画における当初計画値と実績値が乖離していたことから、当初計画時に提示された算出方法等ではなかなか計ることが難しかったことが分かりました。推計値よりも実績値が高かった要因としては、特に挾間町における未就学児や子育て世代の転入による人口増加やそれに伴う保育施設への申込者数の増加などが考えられます。
- ②13事業中、多くの事業が量の見込み（計画値）と実績値が10%以上乖離していたことから、当初の計画作成時の算出方法（特に量の見込み）を基に、実績値を加味して推計値を算出しています。

3. 令和5年度から令和6年度までの方向性

- ①保育所及び認定こども園については、定員（確保）数の当初目標である992人（小規模保育12人含む）に対し、現在の定員数が962人のため、現状30人目標値に届いていません。また、令和4年度の年度途中での待機児童数が65人発生しており、挾間町内の複数の施設が2年連続で定員の120%を超える入所率だったため、令和5年度については、これらを是正しなければなりません。
また、挾間の児童数及び申込者数が今後も増加する見込のため、定員（確保）数の目標値を増やすとともに、宅地化が著しい挾間町内に新たな児童福祉施設の整備などを行い、2号及び3号の保育認定の受け皿を整えて、待機児童対策を図る必要があります。そのため、今回、第2期計画で令和7年度当初までには992人を確保するという目標値を1,052人（小規模保育12人含む）へ改めています。

- ②児童数と申込者数が今後減少見込の庄内や湯布院では、定員数の見直しや一時預かりの強化、さらには新たな事業などを検討していくことが重要です。
- ③放課後児童クラブについては、令和5年度以降にゆふいん児童クラブ、令和6年度以降に挾間小学校内に児童クラブを建設する計画です。特に挾間では、児童数の増加を受けて、利用者数も今後増加する見込みのため、児童クラブへのニーズが今後ますます高まる可能性があります。今後も、ニーズに応じた子どもたちの放課後の居場所確保に努めます。
- ④保育所や認定こども園だけではなく、公立幼稚園の在り方や動向も含めて一体的に子育て支援施策を検討する必要があるため、情報共有とともに、幼保一元化等に向けて、連携強化に取り組みます。
- ⑤県内でも出生率や人の稼働（人口動態）率も高かった結果などを受けて、より人口を増やして活性化するためには、市内で出生してから就職や結婚、さらには定住するなど、市内にそのまま残るような施策が今後はより重要となります。

4. 要点の結びにかえて

人口が減少する自治体が多い中、県内でも人口の減少率が比較的少ない本市ですが、今後も子育て・教育環境の市民ニーズに応え、さらなる充実を通し、今後も魅力あふれる子育て満足度日本一のまちをめざします。

※令和5年度からの石城幼稚園休園については、今回の見直しに反映しています。
※既存保育所の認定こども園化等については、現段階では、今回の見直しに反映していません。

第2期計画中間見直しにおける数値目標

事業レベルの数値目標の状況についてお知らせします。

■事業レベルの数値評価（担当課：子育て支援課）

事業名	実績			第1期 計画時 の目標	第2期 計画当 初目標	今回見直 し後の計 画目標
	平成 21年度	平成 25年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 7年度	令和 7年度
施設型給付 (認定こども園及び認可保育所)	8ヶ所 745人	8ヶ所 785人	8ヶ所 850人	8ヶ所 850人	10ヶ所 980人	11ヶ所 1,040人
地域型保育給付 (小規模保育・家庭的保育)	—	—	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人
利用者支援事業	—	—	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
地域子育て支援拠点事業	3ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
妊婦健康診査事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
乳児家庭全戸訪問事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
養育支援訪問事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
子育て短期支援事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
ファミリー・サポート・セン ター事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
一時預かり事業	6ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	8ヶ所	17ヶ所	17ヶ所
延長保育事業	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
病児・病後児保育事業	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
放課後児童クラブ	9ヶ所 381人	11ヶ所 376人	15ヶ所 516人	15ヶ所 425人	17ヶ所 580人	18ヶ所 586人
実費徴収に係る補足給付を行う 事業	—	—	—	—	実施	実施

子ども・子育て支援法に基づく基本方針【抄】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

※抜粋

4 各事業計画の見直し

(1) 児童・生徒数の将来の人口推計（地域別）

児童・生徒の将来人口推計は、「コーホート変化率法」にて推計しています。令和2年度～令和3年度の人口実績に基づいて推計を行いました。

由布市全体	実績値（R4は見込値）			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0-11歳総数	3,392	3,431	3,489	3,518	3,570
0-5歳	1,627	1,620	1,647	1,647	1,642
6-11歳	1,765	1,811	1,842	1,871	1,928

湯布院地域	実績値（R4は見込値）			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0-11歳総数	816	785	765	741	709
0-5歳	410	378	357	338	304
6-11歳	406	407	408	403	405

庄内地域	実績値 (R4 は見込値)			計画値	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0-11 歳総数	373	351	340	321	305
0-5 歳	150	137	133	106	104
6-11 歳	223	214	207	215	201

挾間地域	実績値 (R4 は見込値)			計画値	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0-11 歳総数	2,203	2,295	2,384	2,456	2,556
0-5 歳	1,067	1,105	1,157	1,203	1,234
6-11 歳	1,136	1,190	1,227	1,253	1,322

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保策

①各年度における教育・保育の量の見込み

幼児期の教育・保育について、どれだけのニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）について、令和2年度から令和4年度までは実績（見込）値、令和5年度から令和6年度までは実績値等により推計しています。※()内は第2期計画の当初の計画値

【由布市全体】の教育・保育の量の見込

由布市全体	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	199/(146)	538/(619)	32/(133)	506/(486)	484/(506)	99/(142)	385/(364)
令和3年度	166/(144)	593/(607)	79/(131)	514/(476)	500/(500)	111/(141)	389/(359)
令和4年度	155/(143)	606/(605)	88/(131)	518/(474)	478/(502)	109/(142)	369/(360)
令和5年度	137/(142)	613/(603)	91/(131)	522/(472)	495/(506)	113/(144)	382/(362)
令和6年度	130/(141)	623/(595)	94/(129)	529/(466)	513/(508)	118/(145)	395/(363)

【湯布院地域】の教育・保育の量の見込

由布市全体	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	48/(40)	153/(170)	7/(26)	146/(144)	146/(160)	38/(43)	108/(117)
令和3年度	38/(39)	163/(166)	31/(26)	132/(140)	137/(156)	31/(43)	106/(113)
令和4年度	31/(39)	159/(163)	29/(25)	130/(138)	118/(154)	33/(42)	85/(112)
令和5年度	20/(38)	157/(159)	29/(24)	128/(135)	118/(151)	34/(42)	84/(109)
令和6年度	20/(37)	155/(156)	29/(24)	126/(132)	117/(147)	35/(42)	82/(106)

【庄内地域】の教育・保育の量の見込

由布市全体	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	20/(16)	66/(75)	6/(16)	60/(59)	66/(65)	17/(7)	49/(48)
令和3年度	21/(16)	69/(71)	3/(15)	66/(56)	47/(63)	10/(16)	37/(47)
令和4年度	21/(14)	63/(69)	4/(15)	59/(54)	41/(60)	8/(16)	33/(44)
令和5年度	12/(14)	57/(68)	5/(15)	52/(53)	37/(60)	7/(16)	30/(44)
令和6年度	5/(13)	52/(62)	5/(13)	47/(49)	33/(59)	6/(15)	27/(44)

【挾間地域】の教育・保育の量の見込

由布市全体	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	131/(90)	319/(374)	19/(91)	300/(283)	269/(281)	44/(82)	225/(199)
令和3年度	107/(89)	361/(370)	45/(90)	316/(280)	316/(281)	70/(82)	246/(199)
令和4年度	103/(90)	384/(373)	55/(91)	329/(282)	319/(288)	68/(84)	251/(204)
令和5年度	105/(90)	399/(376)	57/(92)	342/(284)	340/(295)	72/(86)	268/(209)
令和6年度	105/(91)	416/(377)	60/(92)	356/(285)	363/(302)	77/(89)	286/(213)

②保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値をあらたに設定しています。

■ 満3歳未満の保育利用率

3歳未満児	実績値（R4 は見込値）			計画値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数見込数	809人	755人	742人	754人	777人
利用定員数	476人	472人	467人	467人	512人
保育利用率	58.8%	62.5%	62.9%	61.9%	65.8%

③量の見込みと確保策について

由布市全体	平成31年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績(見込)	令和5年度 計画	令和6年度 計画
1号認定 (2号認定の幼稚園ニーズ含む)						
① 量の見込み	247	231	245	243	228	224
市町村内のニーズ	247	231	245	243	228	224
他市町村のニーズ						
② 確保策	505	505	565	535	515	515
特定教育・保育施設						
認定こども園	15	15	75	75	75	75
幼稚園	490	490	490	460	440	440
保育所						
特定地域型保育事業						
一定基準の認可外保育施設等						
①需要 - ②供給	△258	△274	△320	△292	△287	△291
2号認定						
① 量の見込み	468	506	514	518	522	529
市町村内のニーズ	468	506	514	518	522	529
他市町村のニーズ						
② 確保策	431	431	500	495	495	540
特定教育・保育施設						
認定こども園	58	58	287	287	287	287
幼稚園						
保育所	373	373	213	208	208	253
特定地域型保育事業						
一定基準の認可外保育施設等						
①需要 - ②供給	37	75	14	23	27	△11
3号認定						
① 量の見込み	516	484	500	478	495	513
市町村内のニーズ	516	484	500	478	495	513
他市町村のニーズ						
② 確保策	476	476	472	467	467	512
特定教育・保育施設						
認定こども園	57	57	223	223	223	223
幼稚園						
保育所	407	407	237	232	232	277
特定地域型保育事業	12	12	12	12	12	12
一定基準の認可外保育施設等						
①需要 - ②供給	40	8	28	11	28	1

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保策

①利用者支援事業

見直しなし

見直し

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

現状

特定型（子育てコーディネーターの配置）を市役所内で行い、子育て家庭からの保育サービスに関する相談に応じ、関連サービスの情報提供や利用に向けての支援に取り組んでいます。

今後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果などを試算した数値により、推計しています。

（単位：か所）

		実績値			計画値	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・ 特定型	湯布院					
	庄内	1 (1)	1 (1)	- (1)	1 (1)	1 (1)
	挾間					
母子保健 型	湯布院					
	庄内	1 (1)	1 (1)	- (1)	1 (1)	1 (1)
	挾間					

確保方策に対する考え方

子育て世代包括支援センターの設置と併せて、母子保健サービス等の情報提供及び妊産婦等への支援プランの策定を目的とした母子保健型のさらなる充実を検討します。

②地域子育て支援拠点事業

見直しなし

見直し

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現状

地域子育て支援拠点事業に取り組んでいる4施設（令和4年4月現在）と業務委託契約を締結しています。交流を促進するため、リトミックや読み聞かせ、製作遊びなど楽しい活動を行っているほか、子育ての相談や情報提供などを行っています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：年間延べ人数）

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	2,872 (1,134)	2,448 (1,107)	- (1,089)	2,660 (1,067)	2,660 (1,039)
庄内	1,008 (156)	1,001 (149)	- (143)	1,005 (142)	1,004 (135)
挾間	7,144 (2,770)	6,575 (2,756)	- (2,799)	6,859 (2,844)	6,860 (2,878)

確保方策に対する考え方

拠点施設数はおおむね充足していると考えられます。今後も、総合的な子育て支援拠点としての質の維持・向上に取り組めます。

③妊婦健康診査事業

見直しなし

見直し

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

現状

由布市では、受診票にある検査項目について14回無料で健康診査を受けることができます。

今後の見込み

健康診査の受診件数結果などを試算した数値により、推計しています。

(単位：件)

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	743 (1,106)	714 (1,106)	- (1,078)	728 (1,064)	728 (1,036)
庄内	215 (420)	210 (392)	- (392)	212 (392)	212 (378)
挾間	2,112 (2,170)	2,378 (2,170)	- (2,226)	2,389 (2,282)	2,400 (2,338)

確保方策に対する考え方

妊娠届出や妊婦健診の必要性についての広報を行い、母子健康手帳交付時の周知の徹底、妊婦健康診査受診が滞っている妊婦へ保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどして体制を整えます。

④乳児全戸訪問事業

見直しなし

見直し

事業内容

生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

現状

乳児家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握・助言を行っています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

(単位：件)

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	45 (79)	59 (79)	- (77)	52 (76)	52 (74)
庄内	11 (30)	12 (28)	- (28)	11 (28)	11 (27)
挾間	145 (155)	142 (155)	- (159)	146 (163)	150 (167)

確保方策に対する考え方

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底するとともに、出産・子育て応援見守り事業をはじめ、ペリネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦に対して必要な支援が受けられる体制の強化を図っていきます。

⑤養育支援訪問事業

見直しなし

見直し

事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

現状

母子保健事業や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、子育て支援課が行うケース会議等で支援が特に必要と判断された児童及びその養育者を対象として、家庭相談員、保健師等が具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

(単位：件数)

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院					
庄内	0	0	2	2	2
挾間	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)

確保方策に対する考え方

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して積極的にアプローチを行います。適切な養育が行われるよう、対象家庭にきめ細やかな専門的支援を行っていくため、関係機関との連携を図り情報収集に努め、必要に応じて児童相談所や関係機関等と連携し対応します。特に乳児家庭に対しては、母子保健担当係との連携を強化し複数の観点から、短期・集中的な支援を行います。

⑥子育て短期支援事業

見直しなし

見直し

事業の内容

養育者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことを目的とする事業です。

現状

児童養護施設等と業務委託契約を締結し、最大7日間のショートステイ（宿泊を伴う預かり）・トワイライト（平日の夜間・休日の預かり）ができるように体制を整えています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：人）

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	0 (4)	0 (3)	- (3)	1 (3)	1 (3)
庄内	0 (1)	6 (1)	- (1)	3 (1)	3 (1)
挾間	0 (7)	18 (7)	- (7)	9 (7)	9 (7)

確保方策に対する考え方

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス（一時保育、ファミリー・サポート・センター）の中から適切な支援を提供します。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

見直しなし

見直し

事業内容

子育てのお手伝いをしたい人「援助会員」と子育ての手助けをしてほしい人「依頼会員」との相互援助を行います。

現状

令和4年4月時点において、依頼会員84人、援助会員17人の会員登録があり、保育所・幼稚園・放課後児童クラブまでの子どもの送迎等及び保育終了後・放課後の子どもの預かりを行っています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

(単位：人)

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	65 (74)	1 (75)	- (73)	33 (71)	33 (69)
庄内	8 (29)	5 (27)	- (27)	7 (27)	7 (25)
挾間	119 (145)	70 (147)	- (150)	94 (152)	95 (155)

確保対策に対する考え方

援助会員の確保のため、市報に記事を組むことにより広く事業を周知するとともに、子育てアプリを活用して周知の効率化を図ります。

⑧一時預かり事業（a：幼稚園以外）

見直しなし

見直し

事業内容

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かります。

現状

市内の保育所2カ所、認定こども園3カ所（令和3年度実績）において、空きスペースを活用した一時保育を実施しています。また、一時預かり事業を実施している民間団体と業務委託契約を締結し、利便性の向上を行っています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：人）

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	43 (198)	28 (109)	- (193)	36 (188)	35 (183)
庄内	73 (75)	125 (71)	- (70)	99 (70)	99 (67)
挾間	521 (387)	522 (391)	- (398)	521 (403)	522 (412)

確保方策に対する考え方

現行体制を維持しながら、保育所等の定員拡大の取り組みと併せて、空きスペースの確保を行います。

⑧一時預かり事業（b：幼稚園型）

見直しなし

見直し

事業内容

認定こども園、幼稚園における教育時間の前後に、在園児を保育します。

現状

市内の認定こども園5カ所、公立幼稚園6カ所（令和4年4月時点）において、預かり保育を実施しています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：年間延べ人数）

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	3,208 (6,720)	5,932 (6,480)	- (6,480)	4,570 (6,240)	4,570 (6,240)
庄内	3,208 (3,120)	1,623 (2,880)	- (2,880)	2,416 (2,880)	2,415 (2,640)
挾間	10,081 (16,080)	10,028 (16,080)	- (16,560)	10,054 (16,800)	10,055 (17,040)

確保方策に対する考え方

保護者のニーズに対応するため、現行体制を維持します。

⑨延長保育事業

見直しなし

見直し

事業内容

保護者の勤務時間及び通勤時間等やむを得ない事情のため、保育所等における通常の利用時間を超えて、在園児を保育します。

現状

市内の保育所4カ所、認定こども園5カ所（令和3年度実績）において延長保育を実施しています。保護者の就労状況等により、月額2,000円で最大1時間の延長を行っています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：人）

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	17 (51)	15 (52)	- (50)	16 (49)	16 (49)
庄内	13 (20)	11 (19)	- (19)	12 (18)	12 (18)
挾間	38 (100)	51 (101)	- (103)	44 (104)	45 (106)

確保に向けての対応策

現行体制を維持しながら、保育時間内における安全確保に努めるため、保育士の配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めます。

⑩病児・病後児保育事業

見直しなし

見直し

事業内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施しています。

現状

病児保育を実施している市内1カ所の医療機関（令和4年4月時点）と業務委託契約を締結しています。令和3年10月から県内において、病児保育の広域化の運用が始まり、居住地に関係なく、同じ料金で病児・病後児保育室の利用が可能になりました。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：人）

	実績値			計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯布院	47 (169)	43 (171)	- (155)	45 (161)	45 (151)
庄内	31 (64)	30 (61)	- (60)	31 (60)	30 (57)
挾間	100 (331)	91 (334)	- (340)	95 (345)	96 (352)

確保に向けての対応策

市報やホームページ等での広報を実施し、病児・病後児制度を知らない世帯への周知を強化します。利用者に対して、病気の時だけでなく日常から保育を行う中で、子どもを見守る目を養うことも必要なことから、保育所や子育て支援センターなどと連携して、親子の関わりの大切さを伝えていきます。

①放課後児童健全育成事業

見直しなし

見直し

事業内容

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

現 状

放課後児童クラブを運営している18施設（令和4年4月時点）と業務委託契約を締結しています。放課後の子どもたちの居場所づくりのため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生を受け入れています。

見直し後の見込み

平成31年度に実施したアンケート結果により試算した計画値に実績値などを調整して再推計しています。

（単位：人）

		実績値			計画値	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	湯布院	97(105)	85(102)	- (100)	93 (98)	94 (95)
	庄内	53 (44)	53 (43)	- (40)	59 (39)	62 (37)
	挾間	246(281)	257(278)	- (271)	280(265)	279(259)
高学年	湯布院	29 (60)	29 (60)	- (59)	33 (58)	33 (56)
	庄内	35 (39)	43 (37)	- (36)	33 (34)	31 (33)
	挾間	62(101)	79(102)	- (101)	94(101)	92(100)

確保に向けての対応策

新・放課後子ども総合プランに基づいて、総合的な放課後対策のあり方について検討するとともに、地域のニーズに応じた受け皿を計画的に整備して、確保に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

見直しなし

見直し

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

現 状

年収 360 万円未満相当世帯の子ども、又は、世帯所得に関わらず第 3 子以降の子どもであって、新制度未移行園に通園する子どもの副食費について、月額 4,500 円を上限として補助を行っています。

見直し後の見込み

過去の実績値などを調整して再推計しています。

(単位：人)

	実績値			計画値	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
湯布院					
庄内	1	2	-	2	2
挾間	(-)	(-)	(1)	(1)	(1)

確保に向けての対応策

制度の周知等を行い、保護者の負担軽減を推進します。

(4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制について（再掲）

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象になります。

また、給付費が子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となっています。

本市では、給付を「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」に分けて各施設へ給付をしています。

今後も、教育・保育の一体的な提供と推進を行うため、各施設と情報共有を密にして、連携を図ります。

■施設型給付費

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が各施設（事業者等）に対して施設型給付費を支給します。

■地域型保育給付費

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つから構成されます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

前述した子どものための教育・保育給付の対象である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象になります。

また、次の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給します。

(支給要件)

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

本市では、各施設又は個人からの償還払い請求に基づき、随時給付をしています。今後も、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組みます。

(6) その他の事項について

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用について

保護者が産後の休業や育児休業後に特定教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう、日頃から情報共有を図り、利用に向けて取り組みます。

②保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携について

養育支援や保護をすることが特に必要と認められる世帯などに対して、その養育及び保護が適切に行われるよう、課内や庁舎内での情報共有をはじめ、子育て支援課内に新たに配置する幼児教育支援員や県などの関係機関と連携しながら、相談や指導、助言等、必要な支援を行います。

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

雇用環境の整備に関して、担当主管課と連携し、情報共有を図ります。

④地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携について

大分市や別府市など、近隣市町村との連携をはじめ、引き続き、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関と連携を行います。

■参考資料

認定こども園・保育所(園)、幼稚園・小学校・中学校の現状

保育所(園)の現状

R4.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育
庄内	あなみ保育園	60	7:00~18:00	○	○
	西庄内保育所	30	7:30~18:30	○	○
挾間	宮田保育園	160	7:00~18:00	○	○
	由布川保育園	130	7:00~18:00	○	○
	みずほ保育園	60	7:00~18:00	○	○

認定こども園の現状

R4.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育	預かり保育
湯布院	湯布院すみれこども園	145	7:00~18:00	○	○	○
	聖愛こども園	115	7:00~18:00	○	○	○
庄内	ひばりこども園	130	7:00~18:00	○	○	○
挾間	はさまこども園	120	7:00~18:00	○	○	○
	きらりこども園	75	7:00~18:00	○	○	○

地域型保育事業の現状

R4.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育
挾間	(小規模保育事業 A 型) こどものにわ楓	12	7:30~18:30	なし	なし

幼稚園一覧表

R4.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	預かり保育
湯布院	由布院幼稚園	120	8:30~14:00	○
	塚原幼稚園	20	休園中	—
庄内	西庄内幼稚園	40	8:30~14:00	○
	阿南幼稚園	40	8:30~14:00	○
挾間	由布川幼稚園	120	8:30~14:00	○
	挾間幼稚園	120	8:30~14:00	○
	石城幼稚園	20	8:30~14:00	○
	谷幼稚園	30	休園中	—

小学校一覧表

R4.4.1 現在

地域	施設名	学級数	学級数		在籍児童数
			内特別支援学級	内病院内学級	
湯布院	川西小学校	4	—	—	10
	由布院小学校	18	4	—	371
	塚原小学校	4	—	—	21
庄内	阿南小学校	7	1	—	59
	東庄内小学校	8	2	—	60
	西庄内小学校	7	1	—	95
挾間	石城小学校	8	2	—	63
	由布川小学校	20	5	1	431
	挾間小学校	26	6	—	627
	谷小学校	8	2	—	51

中学校一覧表

R4.4.1 現在

地域	施設名	学級数	学級数		在籍児童数
			内特別支援学級	内病院内学級	
湯布院	湯布院中学校	9	3	—	202
庄内	庄内中学校	7	2	—	132
挾間	挾間中学校	20	4	1	523



由布市は

「子育て応援日本一のまち」

をめざしています